

## 道路付近の消防水利について

消火栓や防火井戸といった消防水利は、消火活動に欠かせない施設で、消火活動に使用する水を消防隊に供給するものです。

消火活動時の消火栓の使用状況



消火活動時の防火井戸の使用状況



このような消防水利は、道路上や道路脇に設置されており、その位置を示すため、以下の写真のように、付近に標識を掲げたり、路上やフタにマーキングが施されています。

消防水利付近への駐車車両が障害となるケースもありますので、これらの施設から5メートル以内の部分は道路交通法上、駐車禁止となっています。

### ①地上式消火栓



### ②地下式消火栓



### ③特殊防火井戸



※一部の防火井戸は標識  
ではなく、路面表示の  
ものもあります。

### ④防火水槽



道路交通法で駐車を禁止している場所（消防に関するもの）

#### 1. 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水槽の吸水口又は吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水槽の端、またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

#### 2. その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の端、または、これらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

※ なお、消火栓は、消火活動及び訓練以外には使用できませんのでご注意願います。